

第 92 号議案

須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その 3）請負契約に係る変更
契約締結の件

須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その 3）請負契約に係る変更契約
を次のとおり締結する。

令和 6 年 11 月 27 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その 3） |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市須磨区行幸町 3 丁目及び 4 丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 工事延長 271メートル
橋脚 2 基、橋台 1 基
道路改良（切り回し道路）
道路土工 一式
舗装工 一式
排水構造物工 一式
附帯工 一式
仮設工 一式
橋梁下部
道路土工 一式
場所打杭工 一式
躯体工 一式
仮設工 一式 |
| 4 | 請 負 金 額 | 5 億 1,756 万 8,700 円 |
| 5 | 請 負 人 | 神戸市西区平野町常本 1 番地の 57
港建設株式会社
代表取締役 米田 一平 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 都市計画費 街路事業費
街路築造費 工事請負費 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 8 年 3 月 31 日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第2条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。